

# 3

## 伊勢原市緑の基本計画

落合直文

OCHIAI Naohumi

日本技術開発株式会社/東京支社/都市環境部



緑のまちづくりは、1994年の国の基本的政策方針を示した「緑の政策大綱」の策定、さらにこの実現を着実にするものとするため、1996年に「グリーンプラン2000」がアクションプログラムとして策定され、21世紀を迎えている。

この2つの計画は、緑の量的目標と質的目標を明らかにした点で着目されるが、加えて緑の保全、創出を総合的かつ横断的に図ることを示した点で優れている。

緑のまちづくりの分野は、事業規模こそ大きくはないが、その事業手法は、地域の実情に応じて極めて多彩な分野となっており、広大な樹林地の保全から庭木1本の創出まで大切なものがたくさんある『玉手箱』のようなものである。

そして、この玉手箱となるのが「緑の基本計画」であり、住民生活に最も身近な地方公共団体である市町村がイニシアチブを十分に発揮して策定することとなる。

本稿では、プロジェクト紹介として伊勢原市緑の基本計画を紹介する。

1 伊勢原市の概要

伊勢原市は、神奈川県ほぼ中央に位置し人口約10万の都市である。

人口もさることながら、市域面積

5,552haに対して市街化区域面積は1,137haであり、小田急電鉄伊勢原駅及び愛甲石田駅を中核にコンパクトな都市が形成されている。

市街化区域は樹林地と農地で包まれ、樹林地のほとんどは丹沢大山国定公園に指定され、市街地の背景として濃厚な緑を形成している。また、市街地の外縁部は果樹園や水田が広がり、総体的に緑は多く、市域全体の緑被率は52.4%に及んでいる。

2 伊勢原市緑の基本計画策定上の着眼点

緑の基本計画は、都市緑地保全法に基づく法定計画である。その主な制度的特徴として、策定主体である市町村が、「緑地の保全及び緑化の目標」と「緑地の保全及び緑化のための施策に関する事項」を必須項目として地域の実情に沿い自由に計画策定できる。行政と住民の連携による計画の実現を図るため、「住民意見を反映させるための措置をとること」と「計画内容の住民への公表」が義務付けられている三点が挙げられる。

伊勢原市緑の基本計画では、上記の制度的特徴を踏まえ、以下の着眼点を持って計画を策定した。

1 住民生活と緑との関わりの把握  
緑の基本計画は、地域の実情に即した計画であることが、その策定手順及び策定内容の全てにおいて重要となる。

特に緑の実情に関しては、その量的把握と共に質的把握を的確にすることが重要となる。

伊勢原市の場合、緑の質的把握を、緑の種別整理に加えて、住民生活と緑の関わりの視点で実施した。具体的には市民を対象としたアンケート調査により実施した。特に市内全校の小学生を対象に、遊び場として利用するオープンスペースを訊ね、自然とのふれあいや公園の利用実態など、緑のストックにおける子どもとの関わりを把握した(図1)。

2 ゾーン別・地区別の緑地配置計画の策定

都市における緑の持つ役割は多様であるが、一般的には「環境を保全する役割」「余暇空間の場を形成する役割」「防災の役割」「景観を形成する役割」の4つに大別される。そして、この4つの役割別に系統立てて、緑の配置方針を策定することが分かり易いとされている。

伊勢原市の場合、市民に分かり易い緑の配置方針を定めることを前提に、市域の土地利用が、市街地、樹林地と農地(果樹園と水田)に明瞭に分けられるため、それぞれの土地利用を踏まえ「やま」「おか」「まち」「さと」の4ゾーン別に緑の配置方針を策定することとした(図2)。また、市域が小さく市街地がコンパクトに形成されている現状や、アンケート調査により抽出した住民生活と関わりの深い身近な緑を計画に反映させることを踏まえ、小学校区を一つの単位として10地区に分けて緑地の保全及び緑化のための施策を整理し、きめ細かな計画を策定するこ

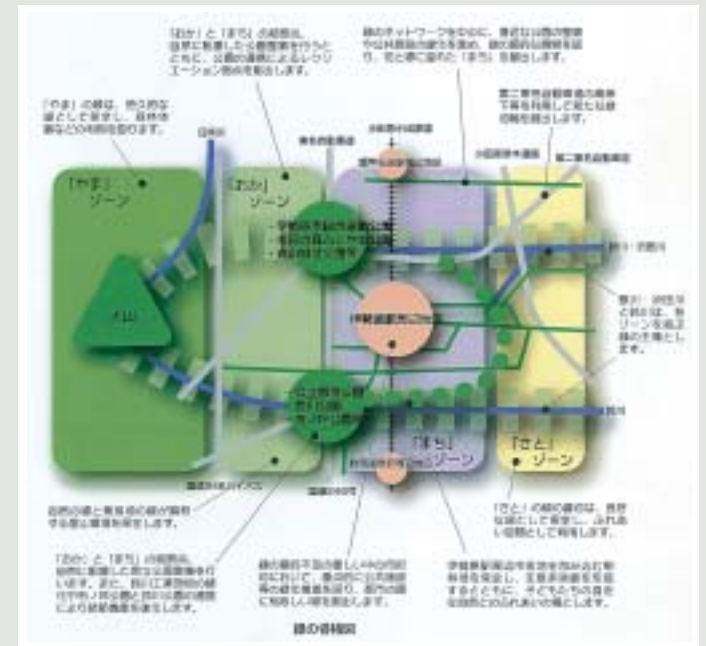


図2 - ゾーン別に整理した緑の骨格図

ととした。

3 市民への縦覧及び議会の議決による計画決定

緑の基本計画は、それ自身が直接的に個人や団体の権利義務に影響を及ぼすものではない。また住民の意見を反映させながら策定される市町村の都市計画に関する基本的方針(市町村マスタープラン)に整合し、その緑地の保全及び緑化の推進に関する部分を具体化する実施計画としての性格を有している。そのため住民参加の手続きを必ずしも必要としていない(但し、住民意見反映のための措置はとらなければならない)。また、緑の基本計画は、議会の議決を経た当該市町村の建設に関する基本構想に即して定められることから、間接的に議会の意志が反映されることとなっているため、議会の議決を必須としていない。

伊勢原市の場合、住民意見反映のための措置として、小学生を含め凡そ5,600人を対象にアンケート調査を実施したが、委員会やワーキングなどの住民参加の手続きは実施しなかった。その代わりに、行政



図3 - HPによる意見募集

内部で調整を図った緑の基本計画の原案を主要な公共施設において縦覧し、また原案の概要版を市ホームページに掲載し、広く隔たり無く住民の意見要望を吸い上げることとした(図3)。そして、住民の意見要望に基づき原案を研ぎ澄ませ、緑の基本計画案を作成し、市議会の議決を以て緑の基本計画とすることとした。

このような計画決定プロセスは多くの時間を要するが、市財政が緊縮し、地域経済動向の歩みが鈍化している地域の実情を鑑み、緑の基本



図1 - 子どもの遊び場のアンケート結果

計画が、住民と行政が連携協力して緑地の保全及び創出に取り組む、新たな第一歩になるため、多くの住民の意見要望を反映させ、議会での討議を経て、可能な限り計画熟度を高めることとした。

### 3 伊勢原市緑の基本計画の概要

#### 1 緑の将来像図

緑の将来像図は、緑の基本計画の目標と基本方針を構造図として示したもので、住民や事業所、行政が共通の認識を持ち、水と花と緑に溢れたまちづくりを進めていくことができるよう、今後の伊勢原市のあるべき姿として描いた(図4)。

#### 2 緑地の確保目標

目標年次である平成33年度における緑地の確保目標水準は、市街化区域面積に対して15%(現況7.2%)、都市計画区域面積に対して55%(現

況52.4%)としている。また、都市公園の整備目標水準は、現況の1.6m<sup>2</sup>/人から3.2m<sup>2</sup>/人以上(市街化区域)とし、市街化区域内緑地の倍増を目標としている。

#### 3 緑の配置方針に係る施策

緑の基本計画の実現に向けた緑の配置方針に係る施策を図5のように定めている。これらの施策の中で「まちに残存する樹林地の保全」や「住区基幹公園の改善」、「農地とのふれあい空間形成」は小学生のアンケート結果から導き出されたものである。また、これらの施策を学校区別の地区別計画として図6のように定めている。

#### 4 緑化推進に係る施策

緑の基本計画の実現に向けた緑化推進に係る施策を図7のように定めている。緑化推進に係る施策策定にあたっては、市民と行政が連携

協力して、できることからはじめるように、現状の取組を育み発展させる施策大系としている。

#### 4 さいごに

伊勢原市緑の基本計画を策定するにあたり、微力ながらもコンサルタント技術者として協力することができた。

平成12年度に委託を受け、平成13年度に基本計画原案の策定により、我々の役目は終えているが、緑の基本計画原案は平成14年度に縦覧を終え、現在、緑の基本計画案となっており、本年度中に議会決定を受け、晴れて緑の基本計画となる運びである。

冒頭、緑の基本計画を玉手箱にたとえたが、「あけてくやしい玉手箱」となる市町村も決して少なくないと聞く。玉手箱に入れた施策を着実

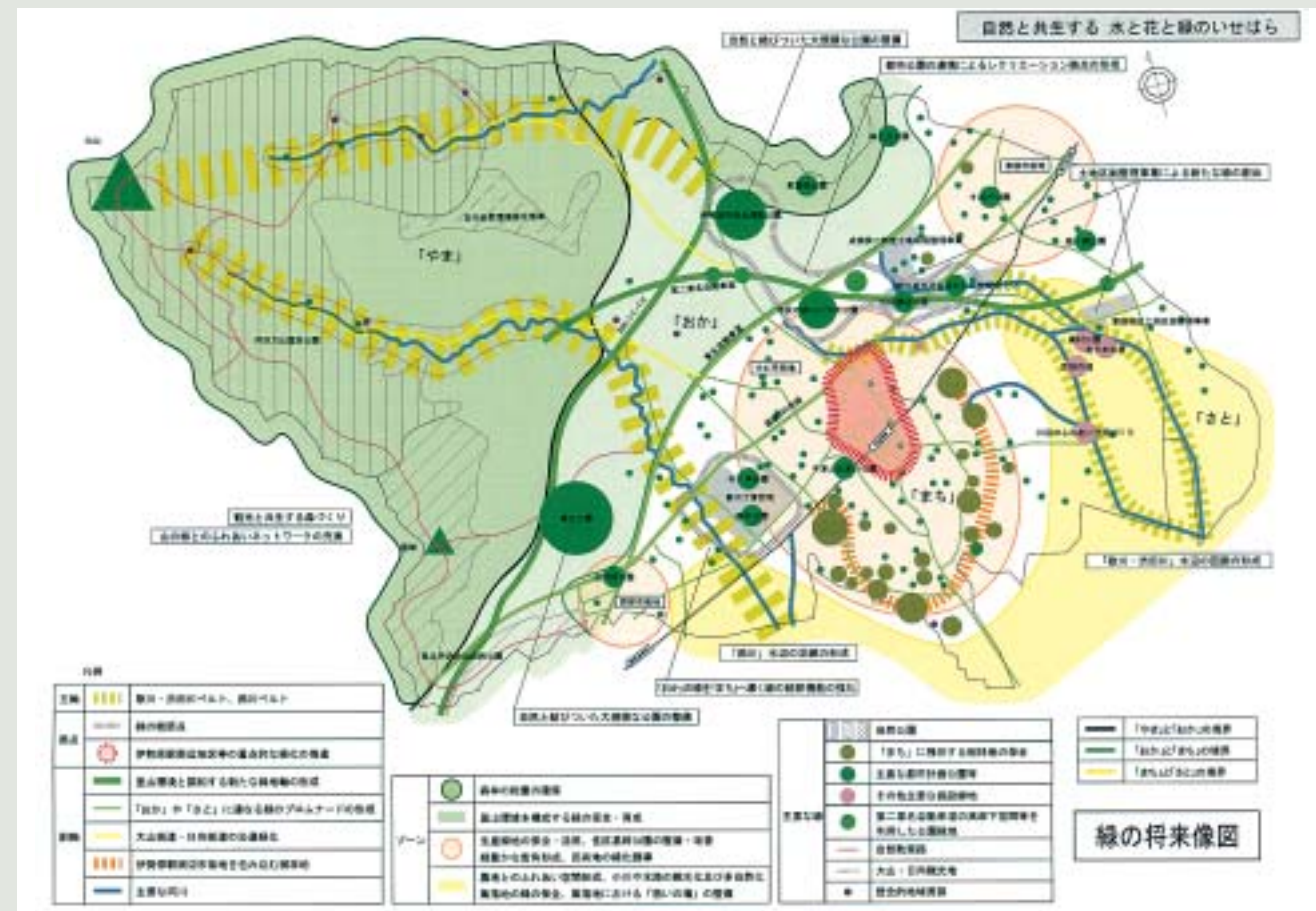


図4 - 緑の将来像図



図5 - 緑の配置方針に係る施策

に実行していく大きさを改めて感じている。

伊勢原市では、今年度から防災公園整備プログラムの策定に着手するなど、緑の基本計画の展開が既にはじまっている。関係者の努力に敬意し「あけてびっくり玉手箱」となる予感に大いに期待する心境である。

(資料提供: 伊勢原市)



図7 - 緑化推進に係る施策大系



図6 - 地区別計画図